

- 証券取引所及び主幹事証券会社が前任監査法人に対して交代経緯等の確認を行うにあたっては、前任監査法人の立場に配慮し、円滑な面談等の実施に向けて以下の点に留意する。
 - ✓ 前任監査法人との面談にあたり、上場準備会社及び後任監査法人から交代経緯等について確認を行う。特に上場準備会社からは前任監査法人が提出したマネジメントレター、ショートレビュー報告書等の資料を必要な許諾等を得た上で取得し、前任監査法人の指摘事項を予め把握すると共に、当該指摘事項について後任監査法人が引き継いでいることを確認する。
 - ✓ 前任監査法人との面談等は上記で確認した内容に齟齬がないか検証する観点で実施する。

(例) 交代経緯等の確認の流れ

